

当日配布

庁議付議事案書

開催・令和2年3月25日

所管部課	都市建設部 下水道課	部長	鈴木 菜穂美	
件名	東大和市下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について	区分	<input checked="" type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係規則	東大和市会計事務規則、東大和市公金取扱金融機関等に関する規則及び東大和市公金の預金口座振替等事務取扱要領			
事項 部課 機関	会計課、文書課、財政課等			
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 指定の要旨</p> <p>東大和市下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関について、地方公営企業法第27条及び同法施行令第22条の2の規定に基づき指定する。</p> <p>出納取扱金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出納取扱金融機関 株式会社りそな銀行 取り扱う事務の範囲 下水道事業の公金の収納及び支払事務の一部 ② 収納取扱金融機関 株式会社埼玉りそな銀行外11の金融機関 取り扱う事務の範囲 下水道事業の公金の収納事務の一部 <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>下水道事業の業務に係る公金の出納事務の取扱いについて、地方公営企業法の趣旨に沿った運用が図られる。</p>				
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成29年10月 東大和市下水道事業公営企業法適用基本方針を決定。 地方公営企業法の適用範囲について、一部(財務規定等)を適用することとした。 ② 令和元年10月 出納取扱金融機関等指定に関して市長決裁を得る。 市民の公金支払いの機会を地方公営企業法の適用前と同様に確保するため、一般会計等における指定金融機関及び収納代理金融機関と同じことなど意思決定。 ③ 令和元年12月20日 東大和市下水道事業の設置等に関する条例公布 準備行為として、各金融機関と契約に向け事務調整を行う。 ④ 現在、意向確認等の調整が整った金融機関から契約書の取り交わしを行っている。 				
<p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>株式会社みずほ銀行、株式会社三井UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行での下水道事業受益者負担金等の取扱いができない(意向確認において不承諾の回答があったため)。</p> <p>また、東京都信用農業協同組合連合会についても不承諾の回答があったため、当連合会及び東京みどり農業協同組合以外の農協での取扱いができない。</p> <p>なお、一般会計及び各特別会計における公金の取扱いについてはこれまでと同様に取り扱われる(当該指定とは別であるため影響しない)。</p>				
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地方公営企業法施行令第22条の2第3項の規定に基づき、令和2年4月1日付けで告示(予定)。 ② 地方公営企業法施行令第22条の3に基づき各金融機関から担保の提供を受ける。庁議終了後、速やかに手続きを進めたい。 				
<p>5. 審議結果</p>				

注: 定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。